

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和元年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	第 1 章 総 論	第 1 章 総 論	
	第 3 節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第 3 節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	1～4 (略)	1～4 (略)	
2	5 指定地方行政機関	5 指定地方行政機関	
	(1) 総務省東海総合通信局	(1) 総務省東海総合通信局	
	ア (略)	ア (略)	
	イ 災害時における電気通信_____の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理	イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理	○関係機関からの意見を反映
	ウ 災害地域における電気通信施設_____の被害状況調査	ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査	
	エ～カ (略)	エ～カ (略)	
	(2)～(10) (略)	(2)～(10) (略)	
4	(11) 防衛省南関東防衛局	(11) 防衛省南関東防衛局	
	ア (略)	ア (略)	
	イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊_との連絡調整	イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整	○関係機関からの意見を反映
	ウ (略)	ウ (略)	
	6 指定公共機関	6 指定公共機関	
	(1)～(10) (略)	(1)～(10) (略)	
6	<u>(追加)</u>	<u>(11) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス</u>	○新たに指定公共機関に指定された流通事業者とその処理すべき事務を追加
		<u>ア 市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施</u>	
		<u>イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。</u>	
	8・9 (略)	8・9 (略)	
	第 4 節 磐田市の自然的条件	第 4 節 磐田市の自然的条件	
	1 位置	1 位置	
	(1) (略)	(1) (略)	
8	(2) 面積、人口、世帯数	(2) 面積、人口、世帯数	
	ア (略)	ア (略)	
	イ 人口 <u>170,038人</u> (平成30年12月末現在)	イ 人口 <u>169,818人</u> (令和元年12月末現在)	○時点修正
	ウ 世帯数 <u>67,479世帯</u> (平成30年12月末現在)	ウ 世帯数 <u>68,501世帯</u> (令和元年12月末現在)	
	2・3 (略)	2・3 (略)	

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和元年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
10	<p>第5節 予想される災害と地域 1～3 (略) 4 土石流、地すべり、がけ崩れ 本市における土砂災害警戒区域は <u>342 箇所</u>が指定（平成29年度末現在）されており、降雨時や地震時の被害が予想される。 なお、土砂災害警戒区域に指定されていない土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所等でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。 5～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p>	<p>第5節 予想される災害と地域 1～3 (略) 4 土石流、地すべり、がけ崩れ 本市における土砂災害警戒区域は <u>346 箇所</u>が指定（平成30年度末現在）されており、降雨時や地震時の被害が予想される。 なお、土砂災害警戒区域に指定されていない土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所等でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。 5～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p>	<p>○時点修正</p>
14	<p>第2節 河川災害予防計画 1～5 (略) 6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 (1) _____磐田市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に遅滞なく報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。 (2)～(4) (略) <u>(追加)</u> (5) (略) <u>(追加)</u></p>	<p>第2節 河川災害予防計画 1～5 (略) 6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 (1) <u>浸水想定区域内に位置し</u>、磐田市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に遅滞なく報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。 (2)～(4) (略) <u>(5) 市は、要配慮者利用施設の避難の確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</u> (6) (略) <u>7 連携体制の構築</u> <u>水災については、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</u></p>	<p>○防災基本計画の修正に伴い浸水想定区域内に位置することを明確化</p> <p>○防災基本計画に基づいて、避難確保計画や避難訓練の実施状況等の把握に努めることを追加する。</p> <p>○防災基本計画の修正に伴い、大規模氾濫減災協議会を活用して水防関係者との間で密接な連携体制を構築することを追加する。</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和元年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
17	第6節 土砂災害防除計画 1 (略) 2 土砂災害のソフト対策（土砂災害防止法関連対策） (1)・(2) (略) (3) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 ア <u>磐田市地域防災計画</u> にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に遅滞なく報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。 イ～エ (略)	第6節 土砂災害防除計画 1 (略) 2 土砂災害のソフト対策（土砂災害防止法関連対策） (1)・(2) (略) (3) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 ア <u>土砂災害警戒区域内に位置し</u> 、磐田市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に遅滞なく報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。 イ～エ (略)	○防災基本計画の修正に伴い土砂災害警戒区域内に位置することを明確化
18	(4)～(12) 略 (追加)	<u>オ 市は、要配慮者利用施設の避難の確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</u> (4)～(12) 略	○防災基本計画に基づいて、避難確保計画や避難訓練の実施状況等の把握に努めることを追加する。
20	第9節 農地災害防除計画 1 ため池等整備計画 <u>老朽化した農業用ため池は、豪雨等により決壊するおそれがあるため、緊急度の高いものから補強事業の申請を実施する。</u> また、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。 なお、本市のため池の状況は、資料8-08<ため池一覧表>のとおりである。 2 (略)	第9節 農地災害防除計画 1 ため池等整備計画 <u>決壊した場合に影響が大きい農業用ため池は、緊急度の高いものから補強対策や統廃合を実施する。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、</u> ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。 なお、本市のため池の状況は、資料8-08<ため池一覧表>のとおりである。 2 (略)	○防災基本計画の修正に伴い、決壊した場合に影響の大きい農業用ため池について、その補強対策や統廃合、緊急連絡体制の整備等を推進することを追記する。
27	第17節 住民の避難誘導體制 1 (略) 2 避難誘導體制の概要 (1) マニュアルの作成 市は、 <u>避難の勧告又は指示</u> 、避難準備・高齢者等避難開始等について、	第17節 住民の避難誘導體制 1 (略) 2 避難誘導體制の概要 (1) マニュアルの作成 市は、 <u>災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告</u> 、避難準備・高齢者等	○避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴い、市

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和元年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨																
28	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府作成）を参考に、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（資料 17-08）を作成する。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(3)</u> 避難情報と住民の安全確保措置 ア・イ (略) ウ 「屋内安全確保」は、緊急的なやむを得ない場合に少しでも危険性の低い場所に身を置くための行動であり、このような事態に至らないよう、避難準備・高齢者等避難開始の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <table border="1" data-bbox="129 906 967 1342"> <thead> <tr> <th>避難情報</th> <th>住民に求められる行動（安全確保措置）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>高齢者や障がい者などの要配慮者</u>は、立退き避難する。 ・立退き避難の準備を<u>整える</u>。 ・状況に応じて、自発的に立退き避難する（特に、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等）。 </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>立退き避難する</u>。 </td> </tr> <tr> <td><u>避難指示（緊急）</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>立退き避難中の住民は、確実に避難を完了する</u>。 ・<u>避難勧告の対象地域で、まだ立退き避難をしていない住民は、速やかに避難を開始する</u>。 </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(追加)</u></p>	避難情報	住民に求められる行動（安全確保措置）	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>高齢者や障がい者などの要配慮者</u>は、立退き避難する。 ・立退き避難の準備を<u>整える</u>。 ・状況に応じて、自発的に立退き避難する（特に、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等）。 	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>立退き避難する</u>。 	<u>避難指示（緊急）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>立退き避難中の住民は、確実に避難を完了する</u>。 ・<u>避難勧告の対象地域で、まだ立退き避難をしていない住民は、速やかに避難を開始する</u>。 	<p>避難開始について、「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府作成）を参考に、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（資料 17-08）を作成する。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 防災気象情報の提供</u> <u>国及び県は、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</u></p> <p><u>(4)</u> 避難情報と住民の安全確保措置 ア・イ (略) ウ 「屋内安全確保」は、緊急的なやむを得ない場合に少しでも危険性の低い場所に身を置くための行動であり、このような事態に至らないよう、避難準備・高齢者等避難開始の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <table border="1" data-bbox="994 906 1832 1342"> <thead> <tr> <th>避難情報</th> <th>住民に求められる行動（安全確保措置）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者とその支援者</u>は、立退き避難する。 ・<u>その他の人は</u>立退き避難の準備を<u>し</u>、状況に応じて、自発的に立退き避難する（特に、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等）。 </td> </tr> <tr> <td>避難勧告 <u>避難指示（緊急）</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる</u>。 ・<u>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する</u>。 </td> </tr> <tr> <td><u>災害発生情報</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる</u>。 </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>エ 住民は、避難勧告等が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し、避難の必要性を</u></p>	避難情報	住民に求められる行動（安全確保措置）	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者とその支援者</u>は、立退き避難する。 ・<u>その他の人は</u>立退き避難の準備を<u>し</u>、状況に応じて、自発的に立退き避難する（特に、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等）。 	避難勧告 <u>避難指示（緊急）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる</u>。 ・<u>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する</u>。 	<u>災害発生情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる</u>。 	<p>が発令する避難情報に災害発生情報を追加する。</p> <p>○防災基本計画等の修正に伴う静岡県地域防災計画（共通対策編）の修正を反映する。</p> <p>○見出し記号の繰り下げ</p> <p>○避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴い、5段階に区分された居住者等がとるべき行動と避難情報を整理する。</p>
避難情報	住民に求められる行動（安全確保措置）																		
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>高齢者や障がい者などの要配慮者</u>は、立退き避難する。 ・立退き避難の準備を<u>整える</u>。 ・状況に応じて、自発的に立退き避難する（特に、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等）。 																		
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>立退き避難する</u>。 																		
<u>避難指示（緊急）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>立退き避難中の住民は、確実に避難を完了する</u>。 ・<u>避難勧告の対象地域で、まだ立退き避難をしていない住民は、速やかに避難を開始する</u>。 																		
避難情報	住民に求められる行動（安全確保措置）																		
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者とその支援者</u>は、立退き避難する。 ・<u>その他の人は</u>立退き避難の準備を<u>し</u>、状況に応じて、自発的に立退き避難する（特に、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等）。 																		
避難勧告 <u>避難指示（緊急）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる</u>。 ・<u>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する</u>。 																		
<u>災害発生情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる</u>。 																		

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和元年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
35	<p>(4) 計画の作成及び訓練の実施 (略)</p> <p>(5) 警戒避難基準の設定 (略)</p> <p>(6) 避難誘導体制の整備 (略)</p> <p>第2 4 節 要配慮者支援計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 要配慮者支援体制の整備 (1)～(9) (略)</p> <p>(10) 要配慮者利用施設における避難確保措置等 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害から避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するものとする。<u>また、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</u></p> <p>第2 7 節 <u>ライフライン事業の復旧</u>に関する計画</p> <p>1 <u>ライフライン事業者は、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。</u></p>	<p><u>判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</u></p> <p>(5) 計画の作成及び訓練の実施 (略)</p> <p>(6) 警戒避難基準の設定 (略)</p> <p>(7) 避難誘導体制の整備 (略)</p> <p>第2 4 節 要配慮者支援計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 要配慮者支援体制の整備 (1)～(9) (略)</p> <p>(10) 要配慮者利用施設における避難確保措置等 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害から避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するものとする。<u>(削除)</u></p> <p>第2 7 節 <u>重要施設・ライフラインの機能確保等</u>に関する計画</p> <p>1 <u>市</u> <u>緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、静岡県石油商業組合磐田支部と締結した「災害時における燃料の供給に関する協定」に基づき、重要施設（災害拠点病院、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、市が別途指定したもの、並びに市有車両、市施設の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。</u></p> <p>2 <u>重要施設の管理者</u></p> <p>(1) <u>重要施設の管理者その他の災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>燃料の調達にあたっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等の受注機会の増大に努めるものとする。</u></p>	<p>○見出し記号の繰り下げ</p> <p>○第2 節：河川災害予防計画及び第6 節：土砂災害防除計画へ移項</p> <p>○平成30 年台風第24 号による大規模停電の教訓を踏まえ、一般災害対策編にも自家発電設備や燃料貯蔵設備等の整備、燃料の確保等を追加し、静岡県地域防災計画（共通対策編）との整合を図る。</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和元年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>3 ライフライン事業者</u></p> <p><u>(1) 災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成しておくものとする。</u></p> <p><u>(2) ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 被災施設の復旧予定時期の目安について、利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。</u></p> <p><u>第28節 被災者生活再建支援に関する計画</u></p> <p><u>1 人材育成</u></p> <p><u>(1) 県は市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</u></p> <p><u>(2) 研修を受講した担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</u></p> <p><u>2 実施体制の整備</u></p> <p><u>市は、災害時に災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 県が実施する住家被害の調査担当者を対象とした研修の受講</u></p> <p><u>(2) 住家被害の調査及び災証明書交付の訓練</u></p> <p><u>(3) 応援協定の締結</u></p> <p><u>(4) 応援の受入れ体制の構築</u></p> <p><u>3 システムの活用</u></p> <p><u>市は、住家被害の調査及び災証明書の交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u></p>	<p>○近年の災害における被災者への支援の重要性に鑑み、被災者の生活再建を支援し、迅速な復旧・復興を行うための計画を新設する。</p>
36	<p><u>第28節</u> 市の業務継続に関する計画 (略)</p>	<p><u>第29節</u> 市の業務継続に関する計画 (略)</p>	<p>○見出し記号の繰り下げ</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（令和元年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	<p><u>第29節</u> 複合災害対策及び連続災害対策 (略)</p>	<p><u>第30節</u> 複合災害対策及び連続災害対策 (略)</p>	

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（令和元年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	第1編 総論	第1編 総論	
	第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	13-1～13-3 (略)	13-1～13-3 (略)	
	13-4 指定地方行政機関	13-4 指定地方行政機関	
12	1 総務省東海総合通信局	1 総務省東海総合通信局	
	(1) (略)	(1) (略)	
	(2) 災害時における電気通信_____の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理	(2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理	○関係機関からの意見を反映
	(3) 災害地域における電気通信施設_____の被害状況調査	(3) 災害地域における電気通信施設、 <u>放送設備等</u> の被害状況調査	
	(4)～(6) (略)	(4)～(6) (略)	
	2～10 (略)	2～10 (略)	
14	11 防衛省南関東防衛局	11 防衛省南関東防衛局	
	(1) (略)	(1) (略)	
	(2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊_との連絡調整	(2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊 <u>等</u> との連絡調整	○関係機関からの意見を反映
	(3) (略)	(3) (略)	
	13-5 指定公共機関	13-5 指定公共機関	
	1～10 (略)	1～10 (略)	
15	<u>(追加)</u>	<u>11 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス</u>	○新たに指定公共機関に指定された流通事業者とその処理すべき事務を追加
		<u>(1) 市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施</u>	
		<u>(2) 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。</u>	
	13-6～13-8 (略)	13-6～13-8 (略)	
	第2編 平常時対策	第2編 平常時対策	
	第4章 地震災害予防対策の推進	第4章 地震災害予防対策の推進	
	24-1～24-3 (略)	24-1～24-3 (略)	
	24-4 建築物等の耐震対策	24-4 建築物等の耐震対策	
	1～5 (略)	1～5 (略)	
30	<u>(追加)</u>	<u>6 ブロック塀等の倒壊防止</u>	○平成30年6月の大阪府北

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（令和元年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
31	<p><u>6</u> ガラスの飛散防止 （略）</p> <p><u>7</u> 供給ラインの耐震化 （略）</p> <p>24-5 （略）</p> <p>24-6 地盤災害の予防対策 1～4 （略）</p> <p>5 災害危険区域の周知・指導 市長は、地震、津波により著しい危険が生ずるおそれのある区域として、建築基準法（<u>昭和 25 年法律第 201 号</u>）第 39 条に基づき災害危険区域が指定された場合には、関係する住民にその旨を周知するとともにその対応について指導するものとする。</p> <p>24-7～24-18 （略）</p>	<p><u>(1) 市有施設においては、原則として新たにブロック塀を使用しない。または、60cm 以下の高さとする。</u></p> <p><u>(2) 市有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。</u></p> <p><u>(3) 市は民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。</u></p> <p><u>7</u> ガラスの飛散防止 （略）</p> <p><u>8</u> 供給ラインの耐震化 （略）</p> <p>24-5 （略）</p> <p>24-6 地盤災害の予防対策 1～4 （略）</p> <p>5 災害危険区域の周知・指導 市長は、地震、津波により著しい危険が生ずるおそれのある区域として、建築基準法 <u>第 39 条</u>に基づき災害危険区域が指定された場合には、関係する住民にその旨を周知するとともにその対応について指導するものとする。</p> <p>24-7～24-18 （略）</p>	<p>部を震源とする地震での教訓を踏まえ、市有施設のブロック塀の取扱い、避難路などの道路沿いにあるブロック塀の点検の推進等を追加する。</p> <p>○見出し記号の繰り下げ</p> <p>○24-4 に建築基準法を引用したため、法律番号を削除</p>

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（令和元年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
50	<p data-bbox="405 229 698 256">第4編 地震防災応急計画</p> <p data-bbox="129 304 974 507">東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時（以下「東海地震注意情報発表時」という。）から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒宣言が解除されるまでの間において、市、市民、自主防災会、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。</p> <p data-bbox="129 517 974 863">なお、東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また、東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、職員の参集等防災体制の確保、市民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時における地震防災応急対策のうち、生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施にあたっては、市、防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。</p> <p data-bbox="129 873 974 975">また、地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。</p> <p data-bbox="129 984 974 1155"><u>平成29年11月から気象庁が南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」（資料編・資料9-06）を発表する暫定的な運用が開始されたことから、当該情報が発表されたときの市が実施する暫定的な防災対応については第15章に定める。</u></p> <p data-bbox="129 1165 974 1407"><u>なお、暫定的な運用の開始に伴い、気象庁は東海地震のみに着目した「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震に関連する調査情報」の発表は行わないこととし、中央防災会議幹事会決定において「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」をはじめとする東海地震に関する既存の計画等（「東海地震応急対策活動要領」等を含む。）については、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められる際に、見直すこととする。」と決定したことから、磐田市地域防災計画についても、新たな防災対応が定められ</u></p>	<p data-bbox="1272 229 1565 256">第4編 地震防災応急計画</p> <p data-bbox="996 304 1841 507">東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時（以下「東海地震注意情報発表時」という。）から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒宣言が解除されるまでの間において、市、市民、自主防災会、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。</p> <p data-bbox="996 517 1841 863">なお、東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また、東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、職員の参集等防災体制の確保、市民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時における地震防災応急対策のうち、生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施にあたっては、市、防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。</p> <p data-bbox="996 873 1841 975">また、地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。</p> <p data-bbox="996 984 1841 1155"><u>なお、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、市は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の内容を踏まえて対応の概要を定めるものとし、市の対応の概要は第15章に定める。</u></p> <p data-bbox="996 1165 1841 1225"><u>市は、防災対応の概要を定めた後、引き続いて防災対応の詳細を検討し、地域防災計画又はその他の計画に位置付けるものとする。</u></p>	<p data-bbox="1868 984 2152 1082">○国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の見直しに伴う修正</p>

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（令和元年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
55	<p><u>る際に、見直すこととする。</u></p> <p>第1章 防災関係機関の活動 4 1 - 1 ~ 4 1 - 5 (略) 4 1 - 6 警戒宣言発令時の防災関係機関の活動 1 指定地方行政機関 (1) ~ (4) (略) (5) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局） ア ~ ウ (略) <u>エ 海上保安庁と協力して海運事業者の応急措置の実施指導</u> (6) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署） ア ~ エ (略) <u>オ 国土交通省中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導</u> (7) ~ (8) (略) 2・3 (略)</p>	<p>第1章 防災関係機関の活動 4 1 - 1 ~ 4 1 - 5 (略) 4 1 - 6 警戒宣言発令時の防災関係機関の活動 1 指定地方行政機関 (1) ~ (4) (略) (5) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局） ア ~ ウ <u>(削除)</u> (6) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署） ア ~ エ (略) <u>(削除)</u> (7) ~ (8) (略) 2・3 (略)</p>	<p>○関係機関からの意見を反映</p> <p>○関係機関からの意見を反映</p>
86	<p>第1 5章 <u>南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの間の暫定的な対応について</u> 計画作成の主旨 <u>南海トラフ地震に関連する情報発表時の新たな防災対応が定められるまでの間の暫定的な対応の概要について定める。</u> 計画の内容 <u>「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)発表時の市が実施する防災対応等について</u></p>	<p>第1 5章 <u>南海トラフ地震臨時情報への対応</u> 計画作成の主旨 <u>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、市は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の内容を踏まえて対応の概要を定めるものとする。</u> 計画の内容 <u>市の対応の概要は、以下のとおり定める。市は、防災対応の概要を定めた後、引き続いて防災対応の詳細を検討し、地域防災計画又はその他の計画に位置付けるものとする。</u></p>	<p>○国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、南海トラフ地震臨時情報発表時の市の防災対応について、その概要を定める。臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、後発地震が発生してからの避難では、津波からの緊急避難が間に合わない地域（事前避難対象地域）の設定は、避難に一定の時間を要する要配慮者を対象とした「高齢者等事前避難対象地域」とし、当該地域が定まるまでの間、警戒宣言時における</p>

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（令和元年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="129 336 436 373">区 分</th> <th data-bbox="436 336 972 373">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="129 373 436 555"> <u>南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報発表時</u> </td> <td data-bbox="436 373 972 555"> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集体制をとる。 ※第1章 防災関係機関の活動、4 1-1 東海地震注意情報が発表されたときの市の行う活動のうち、「東海地震に関する調査情報（臨時）」が発表された場合に準ずる。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 555 436 1018"> <u>南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報発表時</u> </td> <td data-bbox="436 555 972 1018"> <ul style="list-style-type: none"> ・事前配備体制（災害対策準備室）をとる。 ・磐田市危機管理方針に定める危機管理連絡会議を開催し、必要な対応について検討を行う。 ※気象庁による発生した現象及びその評価結果の発表、並びに県の防災対応等を踏まえ、状況に応じて全職員動員体制をとるものとする。 ・その他次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 市民への広報（呼びかけ） イ 所管する防災上重要な施設等の点検 ウ 大規模地震発生後の災害応急対策の確認 エ 動員体制の確保 オ 県その他防災関係機関との連絡 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1018 436 1161"> <u>市内で強い地震動を観測するなど、既に災害対策本部が設置されている場合等</u> </td> <td data-bbox="436 1018 972 1161"> <ul style="list-style-type: none"> ・既に設置されている災害対策本部での対応によるものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	<u>南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報発表時</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集体制をとる。 ※第1章 防災関係機関の活動、4 1-1 東海地震注意情報が発表されたときの市の行う活動のうち、「東海地震に関する調査情報（臨時）」が発表された場合に準ずる。 	<u>南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報発表時</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・事前配備体制（災害対策準備室）をとる。 ・磐田市危機管理方針に定める危機管理連絡会議を開催し、必要な対応について検討を行う。 ※気象庁による発生した現象及びその評価結果の発表、並びに県の防災対応等を踏まえ、状況に応じて全職員動員体制をとるものとする。 ・その他次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 市民への広報（呼びかけ） イ 所管する防災上重要な施設等の点検 ウ 大規模地震発生後の災害応急対策の確認 エ 動員体制の確保 オ 県その他防災関係機関との連絡 	<u>市内で強い地震動を観測するなど、既に災害対策本部が設置されている場合等</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・既に設置されている災害対策本部での対応によるものとする。 	<p>4 1 5-1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等 <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の市の防災対応の概要について定める。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="996 336 1303 373">区 分</th> <th data-bbox="1303 336 1839 373">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="996 373 1303 480"> <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時</u> </td> <td data-bbox="1303 373 1839 480"> <u>事前配備体制</u> 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>4 1 5-2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達等、災害対策本部等の設置等 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の市の防災対応の概要について定める。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="996 699 1303 735">区 分</th> <th data-bbox="1303 699 1839 735">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="996 735 1303 1382"> <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時</u> </td> <td data-bbox="1303 735 1839 1382"> 災害対策本部体制Ⅰ 全庁的な情報共有体制をとるとともに、<u>所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。</u> 災害対策本部会議を開催し、必要な対応について検討を行う。 <u>その他に次の措置を講ずる。</u> ア <u>情報の伝達</u> イ <u>必要な事業を継続するための措置</u> ウ <u>日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置</u> エ <u>施設及び設備等の点検</u> オ <u>地震に備えて普段以上に警戒する措置</u> カ <u>防災対応実施要員の確保等</u> キ <u>職員等の安全確保</u> ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	<u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時</u>	<u>事前配備体制</u> 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。	区 分	内 容	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時</u>	災害対策本部体制Ⅰ 全庁的な情報共有体制をとるとともに、 <u>所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。</u> 災害対策本部会議を開催し、必要な対応について検討を行う。 <u>その他に次の措置を講ずる。</u> ア <u>情報の伝達</u> イ <u>必要な事業を継続するための措置</u> ウ <u>日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置</u> エ <u>施設及び設備等の点検</u> オ <u>地震に備えて普段以上に警戒する措置</u> カ <u>防災対応実施要員の確保等</u> キ <u>職員等の安全確保</u> ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。	<p>勧告・指示の対象とした地域を暫定的に位置付け、引き続き防災対応の詳細を検討していくものとする。</p>
区 分	内 容																		
<u>南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報発表時</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集体制をとる。 ※第1章 防災関係機関の活動、4 1-1 東海地震注意情報が発表されたときの市の行う活動のうち、「東海地震に関する調査情報（臨時）」が発表された場合に準ずる。 																		
<u>南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報発表時</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・事前配備体制（災害対策準備室）をとる。 ・磐田市危機管理方針に定める危機管理連絡会議を開催し、必要な対応について検討を行う。 ※気象庁による発生した現象及びその評価結果の発表、並びに県の防災対応等を踏まえ、状況に応じて全職員動員体制をとるものとする。 ・その他次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 市民への広報（呼びかけ） イ 所管する防災上重要な施設等の点検 ウ 大規模地震発生後の災害応急対策の確認 エ 動員体制の確保 オ 県その他防災関係機関との連絡 																		
<u>市内で強い地震動を観測するなど、既に災害対策本部が設置されている場合等</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・既に設置されている災害対策本部での対応によるものとする。 																		
区 分	内 容																		
<u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時</u>	<u>事前配備体制</u> 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。																		
区 分	内 容																		
<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時</u>	災害対策本部体制Ⅰ 全庁的な情報共有体制をとるとともに、 <u>所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。</u> 災害対策本部会議を開催し、必要な対応について検討を行う。 <u>その他に次の措置を講ずる。</u> ア <u>情報の伝達</u> イ <u>必要な事業を継続するための措置</u> ウ <u>日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置</u> エ <u>施設及び設備等の点検</u> オ <u>地震に備えて普段以上に警戒する措置</u> カ <u>防災対応実施要員の確保等</u> キ <u>職員等の安全確保</u> ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。																		

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（令和元年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
		<p><u>4 1 5 - 3 避難対策等</u></p> <p><u>市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、国から指示が発せられた場合において、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波からの緊急避難が間に合わない地域（以下「事前避難対象地域」という。）の設定や、事前避難対象地域内の住民等への避難の呼びかけ及び避難先等について定める。</u></p> <p><u>なお、計画は津波避難施設の整備状況及び被害想定の実施等を踏まえ、見直していくものとする。</u></p> <p><u>1 地域住民等の避難行動等</u></p> <p><u>(1) 基本方針</u></p> <p><u>市が津波避難施設等の整備状況や避難訓練等の実施状況等の地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象地域内の住民等に対して、市長は、後発地震に備え1週間避難を継続するよう呼びかけるものとする。</u></p> <p><u>(2) 事前避難対象地域の設定</u></p> <p><u>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、すべての住民等が後発地震に備え避難を継続すべきとされている「住民事前避難対象地域」は、市の津波避難施設等の整備状況や避難訓練の実施状況等を踏まえて設定しないものとする。ただし、避難に一定の時間が必要な要配慮者については、事前に避難することで安全性を高めることができることから、市は、「高齢者等事前避難対象地域」を設定するものとする。</u></p> <p><u>なお、事前避難対象地域が定まるまでの間、市は、大規模地震対策特別措置法第9条に基づく警戒宣言時に避難の勧告・指示の対象とした地域（山・がけ崩れを除く。）を事前避難対象地域に暫定的に位置付けるものとする。</u></p> <p><u>(3) 避難準備・高齢者等避難開始の発令基準</u></p> <p><u>市長は、国から指示が発せられた後、高齢者等事前避難対象地域内の住民等に対して、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとする。</u></p> <p><u>(4) 避難情報の伝達方法</u></p> <p><u>市長は、避難準備・高齢者等避難開始を発令したときは直ちに避難情報が出された地域の住民等に対して、同報無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。</u></p> <p><u>(5) 避難に関するの平時からの周知事項</u></p> <p><u>ア 高齢者等事前避難対象地域の地区名等</u></p>	

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（令和元年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
		<p><u>イ 家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認</u></p> <p><u>ウ 安全な避難場所、避難経路等の確認</u></p> <p><u>エ 避難行動における注意事項</u></p> <p><u>(7) 南海トラフ地震臨時情報は、極めて稀な状況で発表されるものであり、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が、事前に臨時情報そのものを理解している必要がある。</u></p> <p><u>(4) このため、市は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ地震臨時情報の内容や情報が発表された場合にとるべき対応について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるよう努める。</u></p> <p><u>(6) 避難計画の作成</u></p> <p><u>市は、後発地震に備えて避難を呼びかける地域の住民等が一定期間避難生活する避難所の選定、避難経路の選定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定めるものとする。</u></p> <p><u>2 避難所の運営</u></p> <p><u>(1) 基本方針</u></p> <p><u>避難先は、避難を継続する住民の知人宅等を基本とすることから、市は、知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置するものとする。</u></p> <p><u>また、市は、住民等と避難実施の具体的な方法などについて、あらかじめ検討するものとする。</u></p> <p><u>(2) 避難所の設置及び避難生活</u></p> <p><u>ア 避難生活者</u></p> <p><u>事前避難対象地域の住民等のうち、知人宅等への避難が困難な住民等とする。</u></p> <p><u>イ 設置場所</u></p> <p><u>市があらかじめ検討し、定めた施設に設置するものとする。</u></p> <p><u>ウ 設置期間</u></p> <p><u>国が南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、後発地震に備え避難を継続すべきとした1週間とする。</u></p> <p><u>エ 避難所の運営</u></p> <p><u>避難者が自ら行うことを基本とし、市は、あらかじめ避難所を運営</u></p>	

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（令和元年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
90 91	<p style="text-align: center;">第5編 災害応急対策</p> <p>第1章 防災関係機関の活動 51-1・51-2 (略) 51-3 静岡県及び防災関係機関 1・2 (略) 3 指定地方行政機関 (1) 総務省東海総合通信局 電気通信_____の確保のための応急対策及び非常通信の監理 (2)～(10) (略) (11) 防衛省南関東防衛局 ア (略)</p>	<p style="text-align: center;">第5編 災害応急対策</p> <p>第1章 防災関係機関の活動 51-1・51-2 (略) 51-3 静岡県及び防災関係機関 1・2 (略) 3 指定地方行政機関 (1) 総務省東海総合通信局 電気通信<u>及び放送</u>の確保のための応急対策及び非常通信の監理 (2)～(10) (略) (11) 防衛省南関東防衛局 ア (略)</p>	<p style="text-align: center;">修正要旨</p> <p style="text-align: center;">○関係機関からの意見を反映</p>

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（令和元年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
93	<p>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 ウ (略)</p> <p>4 指定公共機関 (1)～(10) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>5・6 (略)</p>	<p>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ (略)</p> <p>4 指定公共機関 (1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス</u> <u>市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施</u></p> <p>5・6 (略)</p>	<p>○関係機関からの意見を反映</p> <p>○新たに指定公共機関に指定された流通事業者とその災害応急対策として講ずる措置を追加</p>
<p>第6編 復旧・復興対策</p>			
<p>第1章 防災関係機関の活動</p> <p>61-1～61-3 (略)</p> <p>61-4 防災関係機関</p>			
135	<p>1 指定地方行政機関 (1) 総務省東海総合通信局 ア 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の監理 イ 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査 ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与</p> <p>(2)～(10) (略)</p>	<p>1 指定地方行政機関 (1) 総務省東海総合通信局 ア 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理 イ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与</p> <p>(2)～(10) (略)</p>	<p>○関係機関からの意見を反映</p>
136	<p>(11) 防衛省南関東防衛局 ア (略) イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 ウ (略)</p>	<p>(11) 防衛省南関東防衛局 ア (略) イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ (略)</p>	<p>○関係機関からの意見を反映</p>
137	<p>2 指定公共機関 (1)～(9) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(10) <u>株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス</u></p>	<p>○新たに指定公共機関に指定された流通事業者とその災害応急対策として講</p>

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（令和元年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
3 (略)	3 (略)	<u>被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。</u>	ずる措置を追加

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和元年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	第1章 総 則	第1章 総 則	
	第2節 計画の性格	第2節 計画の性格	
1	<p>1・2 (略)</p> <p>3 計画の修正</p> <p>(1) この計画は、原子力災害の対策に関する状況の変化に対応するため、必要があると認める場合には、これを修正するものとする。</p> <p>なお、修正に際しては、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」<u>（平成29年7月5日全部改正）</u>を遵守するものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 計画の修正</p> <p>(1) この計画は、原子力災害の対策に関する状況の変化に対応するため、必要があると認める場合には、これを修正するものとする。</p> <p>なお、修正に際しては、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」<u>（令和元年7月3日一部改正）</u>を遵守するものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	○最新の改正期日に修正
	第4節 用語の意義等	第4節 用語の意義等	
2	<p>1・2 (略)</p> <p>3 情報収集事態 御前崎市で震度5弱又は震度5強_____が発生した事態<u>（静岡県内における震度が6弱以上であった場合を除く。）</u>をいう。</p> <p>4～18 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 情報収集事態 御前崎市で震度5弱又は震度5強<u>の地震</u>が発生した事態_____をいう。</p> <p>4～18 (略)</p>	○防災基本計画の修正に伴う修正
	第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	
7	<p>1～3 (略)</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <p>(1) 総務省東海総合通信局</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害時における電気通信_____の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理</p> <p>ウ 災害地域における電気通信施設_____の被害状況調査</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 指定公共機関及び指定地方公共機関等</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>9 (10) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <p>(1) 総務省東海総合通信局</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害時における電気通信<u>及び放送</u>の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理</p> <p>ウ 災害地域における電気通信施設、<u>放送設備等</u>の被害状況調査</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 指定公共機関及び指定地方公共機関等</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</p>	○関係機関からの意見を反映
9	<p><u>（追加）</u></p> <p><u>ア</u> (略)</p>	<p><u>ア 緊急時モニタリングの支援</u></p> <p><u>イ</u> (略)</p>	○関係機関からの意見を反映

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和元年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
11	<p>イ (略) ウ (略) (11) (略) 7・8 (略)</p> <p>第2章 原子力災害予防対策</p> <p>第3節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携</p> <p>1 市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の修正、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練<u>の実施</u>、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等について、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>1 関係機関等との連携強化</p> <p>(1) 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>ウ (略) エ (略) (11) (略) 7・8 (略)</p> <p>第2章 原子力災害予防対策</p> <p>第3節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携</p> <p>1 市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の修正、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練<u>の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用</u>、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等について、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>1 関係機関等との連携強化</p> <p>(1) 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、<u>協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとする</u>。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>○見出し記号の繰り下げ</p> <p>○昨年度修正の誤りの適正化</p> <p>○防災基本計画の修正に伴う修正</p>

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和元年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
13	<p>(3) 防災対策上必要とされる資料</p> <p>市は、国、県、原子力事業者その他関係機関と連携して、緊急事態応急対策の的確な実施に資するために、次のような原子力発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防災資機材等に関する資料を適切に整備し、オフサイトセンターに適切に備え付け、定期的に更新するなど確実に管理するものとする。</p> <p>また、市は社会環境に関する資料等を災害対策本部設置予定施設（防災センター）に適切に備えつけるものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 社会環境に関する資料</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 緊急被ばく医療機関に関する資料 <u>（初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関それぞれに関する位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び搬送手段等の情報を含む。）</u></p> <p>(キ) (略)</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第7節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1～9 (略)</p>	<p>(3) 防災対策上必要とされる資料</p> <p>市は、国、県、原子力事業者その他関係機関と連携して、緊急事態応急対策の的確な実施に資するために、次のような原子力発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防災資機材等に関する資料を適切に整備し、オフサイトセンターに適切に備え付け、定期的に更新するなど確実に管理するものとする。</p> <p>また、市は社会環境に関する資料等を災害対策本部設置予定施設（防災センター）に適切に備えつけるものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 社会環境に関する資料</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 緊急被ばく医療機関に関する資料 <u>（原子力災害医療協力機関（以下「協力機関」という。）、原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という。）それぞれに関する位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び搬送手段等の情報を含む。）</u></p> <p>(キ) (略)</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第7節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1～9 (略)</p>	<p>○県が実施した原子力災害拠点病院の指定、原子力災害医療協力機関の登録に伴う修正</p>
20	<p>10 <u>避難所</u>・避難方法等の周知</p> <p>(1) 市は、<u>避難所</u>、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>10 避難方法等の周知</p> <p>(1) 市は、<u>避難</u>、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>○記載内容に合わせて見出しを修正</p>

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和元年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
34	<p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 広域避難</p> <p>市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町に対し<u>避難所</u>となる施設を示すものとされている。</p> <p>(9) (略)</p> <p>2 避難所等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所等の運営管理</p> <p>ア 市は、各避難所等の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、清掃等については、避難者、住民、自主防災会等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。また、市は、<u>避難所</u>の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>イ 市は、県と連携し、<u>各避難所</u>に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等に対し、要配慮者の居場所や安否情報の市への提供を要請するものとする。</p> <p>ウ 市は、県の協力のもと、<u>避難所</u>における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健</p>	<p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 広域避難</p> <p>市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町に対し<u>避難所等</u>となる施設を示すものとされている。</p> <p>(9) (略)</p> <p>2 避難所等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所等の運営管理</p> <p>ア 市は、各避難所等の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、清掃等については、避難者、住民、自主防災会等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。また、市は、<u>避難所等</u>の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>イ 市は、県と連携し、<u>各避難所等</u>に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等に対し、要配慮者の居場所や安否情報の市への提供を要請するものとする。</p> <p>ウ 市は、県の協力のもと、<u>避難所等</u>における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健</p>	<p>○記載の適正化（以下、第4節において同じ）</p>

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和元年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
35	<p>康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>エ 市は、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>オ (略)</p> <p>(3) 保健衛生に関する活動</p> <p>ア 避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いことから、市は、県と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(4) 応急仮設住宅等</p> <p>ア 市は、県の協力のもと、災害の規模等にかんがみて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>康状態や避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>エ 市は、県の協力のもと、避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所等の運営に努めるものとする。</p> <p>オ (略)</p> <p>(3) 保健衛生に関する活動</p> <p>ア 避難所等における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いことから、市は、県と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(4) 応急仮設住宅等</p> <p>ア 市は、県の協力のもと、災害の規模等にかんがみて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所等の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	
36	<p>6 要配慮者への配慮</p> <p>(1) 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一次滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7～10 (略)</p>	<p>6 要配慮者への配慮</p> <p>(1) 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所等での生活に関しては、要配慮者及び一次滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7～10 (略)</p>	

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（令和元年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
38	<p>第7節 緊急輸送活動</p> <p>1 緊急輸送活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急輸送の範囲 緊急輸送の範囲は次のとおりとする。 ア～ウ (略) エ コンクリート屋内退避所、<u>避難所</u> を維持・管理するために必要な人員、資機材 オ・カ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第7節 緊急輸送活動</p> <p>1 緊急輸送活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急輸送の範囲 緊急輸送の範囲は次のとおりとする。 ア～ウ (略) エ コンクリート屋内退避所、<u>避難所等</u> を維持・管理するために必要な人員、資機材 オ・カ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	○記載の適正化
40	<p>第9節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>1 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市は、情報伝達にあたって、同報系防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車、いわたホットライン等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>避難所</u> にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第9節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>1 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市は、情報伝達にあたって、同報系防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車、いわたホットライン等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>避難所等</u> にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	○記載の適正化